

久留米市技能・技術奨励者の候補者推せん基準

1. 技能・技術奨励者の種類

- I 久留米市技能・技術功労士
- II 久留米市技能・技術優秀士
- III 久留米市青年技能・技術優秀士

2. 対象者

(1) 基本要件

- ①久留米市において別表に定める職種に関する技能・技術活動を行い、市内（平成17年2月5日に合併した旧4町内含む）に5年以上居住もしくは勤務する人
- ②現に職場で技能・技術職として働いている人
- ③表彰にふさわしいと認められる人
- ④暴力団員でないこと及び暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(2) 表彰区分による要件

I 久留米市技能・技術功労士

次の要件のいずれにも該当する人

- ①年齢55歳以上の人
- ②同一職業に技能・技術職として30年以上従事している人
- ③卓越した技能・技術を有し、他の技能・技術者の模範と認められ、技能・技術・業界の発展に寄与した人（具体的には別紙の例を参考にする）

II 久留米市技能・技術優秀士

次の要件のいずれにも該当する人

- ①年齢40歳以上の人
- ②同一職業に技能・技術職として20年以上従事している人、または全国規模の技能・技術競技会等で優秀な成績を残した人
- ③優れた技能・技術を有し、さらに技能・技術の研鑽に精励するとともに、後進の指導育成に寄与した人（具体的には別紙の例を参考にする）

III 久留米市青年技能・技術優秀士

次の要件のいずれにも該当する人

- ①年齢39歳以下の人
- ②同一職業に技能・技術職として7年以上従事している人、または全国規模の技能・技術競技会等で優秀な成績を残した人
- ③優れた技能・技術を有し、技能・技術の向上、職種の発展に努めるとともに、将来を嘱望される人（具体的には別紙の例を参考にする）

(3) 基準日

(2) の要件のいずれにおいても、基準日は当該表彰を受ける年度の4月1日現在とする。

3. 推せん人員

各推せん団体からの推せんは、前項の推せん要件を満たしている人で、原則として表彰区分(技能・技術功労士、技能・技術優秀士、青年技能・技術優秀士)にしたがい、1名ずつ計3名以内とする。

4. 受賞の重複制限

(1) 久留米市青年技能・技術優秀士に認定した人は、久留米市技能・技術優秀士の対象にはならない。

(2) 久留米市技能・技術優秀士に認定した人は、認定後、同一職業に技能・技術職として5年以上従事し、かつ久留米市技能・技術功労士としての要件を満たさなければ、久留米市技能・技術功労士の対象にはならない。